いばらき 農業委員会だより

平成31年4月
（創刊昭和50年11月）
第170号
編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620－1677（事務局）

農地の有効利用をすすめ 遊休農地をなくしましょう

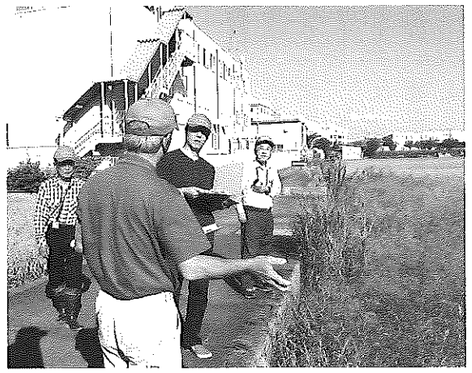
農地利用状況調査

農業委員会では、毎年、8月から10月にかけ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、それぞれの担当地区を巡回し、全ての農地の利用状況調査を行っています。

近年、農業従事者の高齢化による離農や後継者不足等により、遊休農地が増加しています。

遊休農地とは

①1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

のいずれかに該当する農地のことです。

遊休農地は周辺にも悪影響

遊休農地は、雑草や害虫等の温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、また、火災発生の原因となる等、周辺の営農環境や地域住民にも多大な迷惑となります。

農地の所有者及び耕作者の皆様には、地域に悪影響を及ぼさないよう草刈、耕うんを行うとともに、農地の適切な管理をお願いします。

利用意向調査について

農地の利用状況調査の結果、遊休農地と判断された農地については、遊休農地の解消に向け、利用意向調査を実施しています。

利用意向調査では、①自ら耕作する、②農地中間管理機構に貸し付ける（農業振興地域内農地に限ります。）、③誰かに貸し付ける等の意向を確認します。

利用意向調査に未回答の場合や、農地中間管理機構への貸付の意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、農地を放置している場合は、農業委員会が

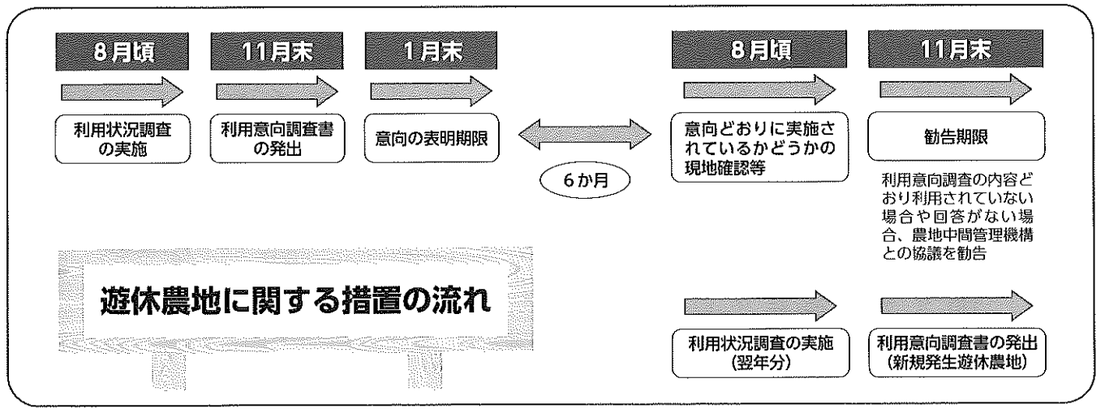

あぜ道

地域農業の移り変わりと農地保全

農業委員会副会長
小濵 邦臣

私の住む豊川地区、旧豊川村の誕生は、明治22年4月1日に、当時の宿久庄村、清水村、道祖本村、粟生村、小野原村の5か村が合併し、村名を、村内には勝尾寺川をはじめ河川の水も多く、年々豊作を得るの意をとって「豊川村」と名づけられ、その後、昭和31年12月1日に豊川村は全村箕面に合併し、同年12月25日に箕面市に合併を反対する東部地区（宿久庄、清水、道祖本）は茨木市に編入、昭和32年4月1日に川合地区が箕面市に再編入され現在に至っています。（立合山史より）

豊川地区は北に山を背負い東南に田畑が広がっており、国道171号付近の一部を除いて、ほとんど市街化調整区域で多くの農地が残っています。しかし、市街化区域に接している地区では混住化が進み、空き缶やゴミの投棄などにより営農環境が悪くなっている状況です。

また、彩都地区の開発や新名神高速道路の開通に伴う茨木千提寺IC開設などにより交通量も増え、周辺の状況も変わってきております。

その様な中、地区内でも10数年前から里山付近にイノシシやシカが出没し始め、水稲などの農作物に被害が出始めたため、電気柵を設置するなどの対策が必要となっております。他にアライグマやカラスによる被害も多くなってきました。

このような環境の変化や、農業従事者の高齢化、また後継者の問題などにより遊休農地の増加が懸念されております。地区全体を見ても農業従事者の高齢化が進んでいる状況であり、このまま推移すれば遊休農地が増えてくると思われます。

我が家の状況を見ましても、後継者はおりますが勤めており、手伝うといっても田植え、稲刈り作業ぐらいであり、もし私が倒れでもしたら管理が出来ず遊休化するのではと不安になります。

農地を保全するための方策として、管理が困難になった農地が出てきた場合は、地元の農家が利用権設定により受け手となり耕作するのが一番望ましいと思っておりますが、個々の農家が引き受けられる面積には限りがあります。

そこで、集落営農ということもよく言われていますが、個々に農機具を保有しており、自作をしたい考えの方も多く、なかなか集落全体の同意を得ることは難しい状況です。

また、平成25年に農地中間管理事業法に基づき農地中間管理機構が農地を借り受け、その農地を貸し出す制度が制定されております。しかし、制度を利用して貸し出しを希望しても営農条件が悪い農地は借り手が無いことから機構が借り受けてくれない状況です。

私が住む宿久庄東村でも、10数年前までは遊休農地が散見されましたが、当時の実行組合長が中心となり、「地域の農地は自分たちで守る」ことを目的として営農部会が設立され農地の保全活動を行った結果、ほぼ遊休農地は解消されています。

現在、15名の会員で運営し、私も会員の一人として、地域の農地保全のため協力していますが、営農部会におきましても会員の高齢化が進んできており、後継者の加入、育成が必要となっています。また、大型農機や施設が必要と考えておりますが、導入に伴う多額の費用負担も課題となっております。

地域の農地を保全するためには、必要な組織であり、継続して運営していくには、行政やJAの指導、協力も得ながら課題解決に向け取り組んでいく必要があると考えております。

この委員会だよりは2,400部作成し、1部当たり23.54円です。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

農地中間管理機構と農地の貸し借りについて協議を行うよう勧告します。なお、この勧告の対象となる農地は、農業振興地域内の農地に限ります。

遊休農地に対する課税強化

農業委員会から農地中間管理機構と協議を行うよう勧告された農地は、その翌年から固定資産税等について農地評価による控除対象から除外する措置が適用されることになります。（農地の固定資産税額が約1．8倍となります。）

また、相続税納税猶予についても、適用対象外となる場合があります。

なお、担い手農家等が借り受けて耕作することが難しい農地は勧告の対象外となります。

勧告を受けた後、耕作を再開した場合や、農地中間管理機構との協議が行われ勧告が撤回された場合は、課税強化の対象外となります。

茨木市農業委員会といたしましては、利用意向調査の結果を踏まえ、適切に検討していきたいと考えています。

農地の貸借制度をご活用ください

遊休農地を増やさないためには、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことも大切です。

高齢や病気により耕作ができなくなった場合、親から農地を相続したが農業ができない場合等、農地を持っているが耕作できない場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく手続（利用権の設定）や農地中間管理事業等をご活用ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定

利用権設定は、貸し手と借り手双方からの申出により、茨木市（農とみどり推進課）を通じて正規の手続を行うので、安心して農地の貸し借りができます。

貸借期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。

契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に所有者に農地が返還されます。

また、期間終了後も継続して貸借を希望する場合、再度、手続を行えば利用権を設定することができます。

手続が簡単で、農地法の許可は不要です。

利用権設定ができる農地は、市街化調整区域内の農地です。また、農地としての利用のため、貸し付ける相手方は、原則、農業者に限られます。

手続には、登記事項証明書等の書類が必要になりますので、詳しくは、農とみどり推進課（TEL620・1622）推進係又は農業委員会事務局（TEL620・1677）へお問い合わせください。

農地中間管理事業のご活用を

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（大阪府みどり公社）が、農地を貸したい所有者から農地を借り受け、規模拡大を考えている担い手農家等に貸し付ける事業で、公的機関である農地中間管理機構が間に入って手続を行います。

事業の実施区域は、農業振興地域が対象です。

農地賃貸借の期間は、原則5年以上となり、貸付期間終了後は、トラブルの心配もなく、確実に農地が戻ります。

生産緑地の貸借も可能に

昨年、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借法」という。）が施行され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える仕組みがスタートしました。

この制度を活用すれば、農業に意欲的な個人や企業等の借り手が、直接生産緑地の所有者から農地を借り、自ら耕作又は市民農園を開設できます。

また、都市農地貸借法の適用を受ければ、相続税納税猶予を受けていても貸借が可能で、納税猶予は継続されます。

都市農地貸借法に基づく貸借については、契約期間終了後、必ず所有者に農地が返還されます。

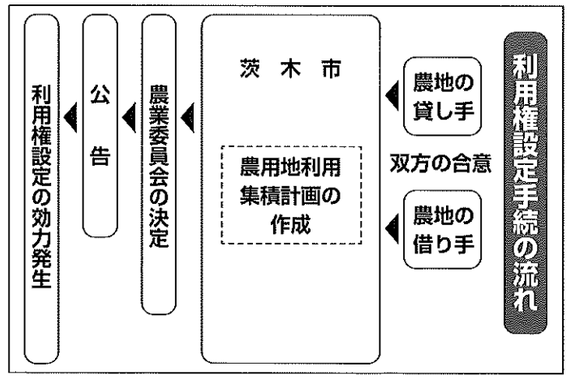

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行

平成30年11月16日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、所有者不明農地について簡易な手続による貸付を可能とする制度改正が行われました。

農業経営基盤強化促進法に基づき農地を別の担い手に貸し出す場合、共有持分の過半を有する者の同意が必要です。

しかし、相続未登記による所有者不明農地の場合、不明な共有者の探索が困難であり、農地の利用や集積・集約化を進める上での支障となっていました。

農業委員会の探索、公示を経て共有者不明農地の貸し借りが可能

今回の制度改正により、共有持分の過半を確知することができない共有者不明農地について、相続人の一人でも、農業委員会の探索と公示手続を経て、農地中間管理機構に貸し付けできるようになりました。

利用権の存続期間が20年に延長

なお、共有持分の過半を有する者の同意（みなし同意を含む。）を得て設定される利用権の存続期間は、これまで5年が上限とされていましたが、今後は20年までの期間で賃借権等を設定できることとなりました。
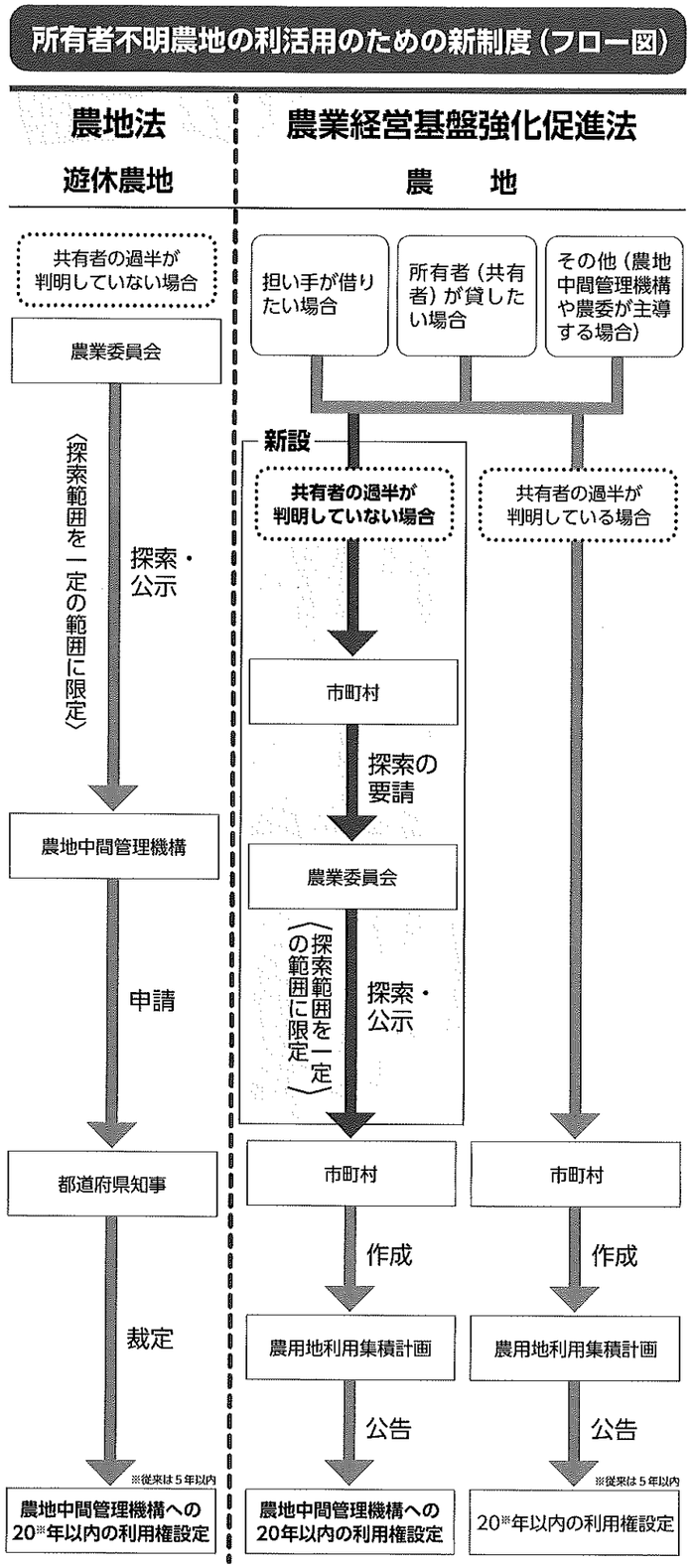
併せて、農地法に基づき、共有者の過半が判明していない遊休農地に対し、府知事の裁定を経て設定される利用権の存続期間も5年から20年に延長されました。